

材料エネルギー学部入学前既修得単位認定取扱要項

(令和5年4月1日材料エネルギー学部長決裁)

機密性 1

(趣旨)

第1条 この要項は、入学前の既修得単位の認定に関する取扱要項（平成16年4月1日学長決裁）第2項の規定に基づき、材料エネルギー学部における単位数について、必要な事項を定める。

(認定単位数)

第2条 材料エネルギー学部における単位数は別表のとおりとする。

2 別表に定める認定単位数は、それぞれの科目区分で認定可能な単位数の上限を示しており、合計60単位を上限とする。

(事務)

第3条 入学前の既修得単位認定に関する事務は、松江地区学部等事務部学務課において処理する。

(雑則)

第4条 この要項に定めるもののほか、入学前の既修得単位認定に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から実施する。

別表

区 分				認定単位数	
全学共通 教育科目	基礎科目	外国語	初修外国語	2単位	合計60単位
	教養育成科目			12単位	
	専門教育科目			50単位	